

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月28日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第47号

新潟市ひまわりクラブ条例（平成5年新潟市条例第23号）の一部を改正する条例
別表中央区の項中「新潟市中央区東大畑町通2番町376番地」を「新潟市中央区西大
畑町617番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から
施行する。